

# ○ 簡易課税制度

オンライン説明会  
「導入編」資料抜粋

インボイスは  
保存不要

売上げの消費税額  $-$  仕入れや経費の消費税額  $=$  納付する税額

1年間の売上げ(サービス業)が700万円  
(税70万円)だと

売上げの消費税額  $\times$  みなし仕入率

みなし仕入率は業種ごとに  
決められている。  
(例：サービス業は50%)

簡易課税制度の  
事業区分の表



## ステップ1

70万円  $\times$  50%  $=$  35万円  
売上税額      みなし仕入率      仕入税額

## ステップ2

70万円  $-$  35万円  $=$  35万円  
売上税額      仕入税額      納付税額

- 2割特例の適用期間終了後は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。
- 簡易課税制度を選択すると…
  - 簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません
  - 最低でも2年間の継続適用が必要です

## 【簡易課税制度と2割特例のイメージ】

売上税額 70万円  
(売上 700万円)

$-$

【簡易課税制度】  
仕入税額 35万円  
※ 売上税額 70万円  $\times$  50%

$=$

納付する税額 35万円

▲21万円

税負担を軽減

2割特例

売上税額 70万円  $\times$  2割  
納税額を売上税額の2割に軽減

納付する税額 14万円